

2017年の銀行理財商品

～規制強化で増勢鈍化、銀行同業理財が減少

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス 2

2017年の銀行理財商品～規制強化で増勢鈍化、銀行同業理財が減少 2

- ▶ 2017年末時点、全国で562社の銀行業金融機関は存続期間中の理財商品を計93,500本保有し、その残高は29兆5,400億元で昨年より4,900億元増加し、増加率は1.69%にとどまり、2016年より21.94ポイントと引続き大幅に低下した。
- ▶ 2017年の銀行理財市場の特徴として、①金融同業理財商品が減少し、理財商品規模は安定しつつあること、②監督管理の強化などによるオンバランス理財商品が拡大していること、③債券、非標準化資産、銀行預金の投資割合の低下など理財商品投資標的が多元化していること、の3つのまとめることができる。
- ▶ 今後の理財商品に対する監督管理において、①マクロプロテンス(MPA)評価による銀行理財商品規模への影響、および「金融機関資産管理業務の規範化に関する意見(意見募集稿)」、「銀行市場不正行為の是正に関する通知」の2つの文書に従い、②銀行理財商品の迂回投資の禁止、理財商品のリスク防止への取組は注目されている。

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士 9

中国における資本金制度(2)～登記済みかつ払込前の登録資本金にかかわる連結について 9

- ▶ 日本会計制度上、連結財務諸表に含まれる子会社の判定に関しては、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が適用されています。
- ▶ 現在中国においては、外商投資企業の設立について、原則的に登記制が採用されており、登記部門において、合弁契約及び定款等の適法性等にかかわる確認がなされることとなります。ここで、合弁企業については、これらの合弁契約や定款等において、出資者双方の権利義務等が定められており、この中には双方の出資期限についても定められることとなります。従って、原則として、出資者双方の権利義務は、これらの登記された合弁契約の内容に即して処理されるものとなり、これらの約定内容に従っている限り、出資期限到来前にその払込が為されていないことをもって、出資者の権限(及び義務)が認められないことはないと考えられます。
- ▶ よって、原則として、合弁契約及び定款に従っている限りにおいては、出資払込前の状況においても企業の意思決定機関を支配している場合には、連結の適用範囲と考えられます。

三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年2月) 12

メインピックス

2017年の銀行理財商品～規制強化で増勢鈍化、銀行同業理財が減少

中国銀行業理財登録管理センターはこのほど、「中国銀行業理財市場報告(2017年)」を発表した。本稿では、2017年の銀行理財市場の概況、特徴を把握した上、金融監督管理当局の方針を踏まえ、銀行理財商品市場の先行きについて考えてみたい。

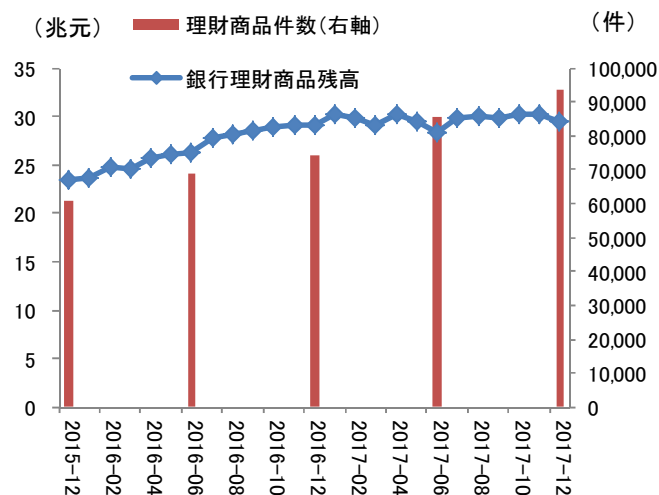
I. 2017年の銀行理財商品

➤ 理財商品規模

2011～2015年、銀行理財商品規模は年平均で50%以上増加していたが、2016年、その伸び率は23.63%へと大きく鈍化した。2017年末時点、全国で562の銀行業金融機関¹は存続期間中の理財商品を計93,500本保有し、その残高は29兆5,400億元で昨年より4,900億元増加し、増加率は1.69%にとどまり、2016年より21.94ポイントと引続き大幅に低下した。

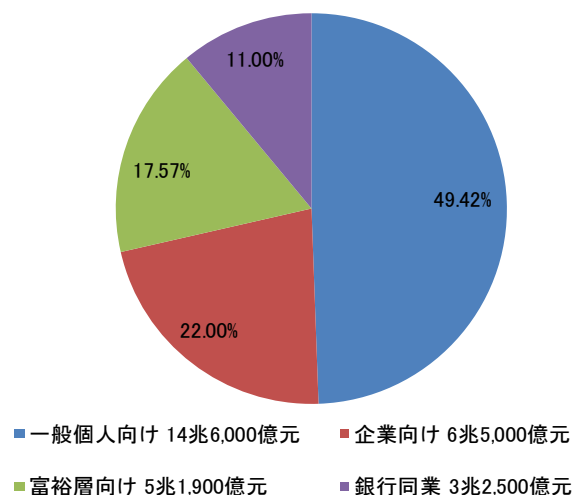
理財商品を販売対象別でみると、個人投資家向け理財商品は全体の66.99%を占め、そのうち一般個人向け理財商品残高は14兆6,000億元で前年比23.31%増となり、理財商品全体の49.42%を占めており、富裕層向け理財商品²残高は5兆1,900億元で全体の17.57%を占めている。一方、企業向けは全体の22%、銀行同業向けは全体の12%を占めている。とりわけ、金融同業向け理財商品残高は前年比51.13%減の3兆4,000億元減少し、全体に占める割合も11.88ポイント低下した。

図表1 銀行業理財商品残高



出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

図表2 投資家別理財商品残高・割合



出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

金融機関別でみると、国有銀行の理財商品残高は9兆9,700億元で前年比5.73%上昇し、理財商品全体に占める割合は33.75%で前年より1.29ポイント上昇した一方、株式銀行は11兆9,500億元で前年比2.45%減、都市商業銀行は1兆5,700億元で同4.27%減とそれぞれ減少となった。

¹ 銀行業金融機関とは、中国国内で設立された政策銀行、商業銀行、農村信用社、信託会社、財務公司等国民・企業から預金を集める金融機関をいう。

² 本報告では、富裕層向けは2兆1,300億元で全体の7.51%、プライベートバンキング向けは2兆200億元で全体の7.08%と記載。

図表3 月別金融機関理財商品残高

	国有銀行	株式銀行	都市商業銀行	外資銀行	農村金融機関	その他の機関	月末合計
1月	9.69	13.02	4.5	0.37	1.71	1.01	30.31
2月	9.66	12.59	4.44	0.37	1.72	1.05	29.84
3月	9.29	12.4	4.43	0.36	1.68	0.99	29.15
4月	9.88	12.8	4.53	0.38	1.69	1.01	30.29
5月	9.61	12.37	4.45	0.38	1.67	0.98	29.45
6月	9.27	11.8	4.39	0.37	1.62	0.93	28.38
7月	9.85	12.47	4.55	0.4	1.66	0.96	29.9
8月	9.88	12.51	4.63	0.39	1.64	0.99	30.05
9月	9.7	12.49	4.64	0.39	1.62	0.96	29.8
10月	10.03	12.43	4.68	0.41	1.65	1	30.19
11月	10.17	12.36	4.75	0.42	1.64	0.98	30.32
12月	9.97	11.95	4.72	0.37	1.57	0.96	29.54

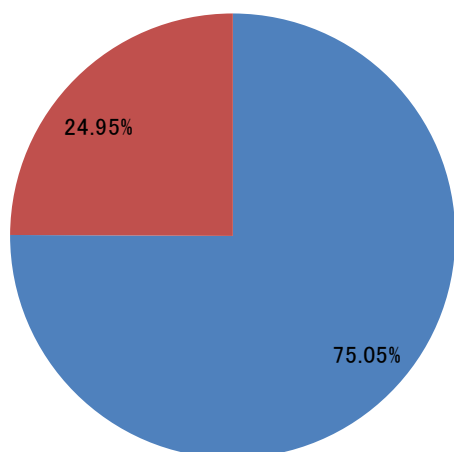
注①: 国有大型銀行とは、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行

注②: 全国性株式銀行とは、中信銀行、光大銀行、華夏銀行、民生銀行、招商銀行、興業銀行、広発銀行、平安銀行、浦発銀行、恒豊銀行、浙商銀行、渤海銀行

注③: その他の機関とは、国家開発銀行、郵政貯蓄銀行

2017年末時点、元本保証型理財商品残高は7兆3,700億元、非保証型理財商品残高は22兆1,700億元であり、非保証型は全体に占める割合は75.05%で前年より4.51ポイント低下した。非保証型理財商品の割合を金融機関別でみると、国有銀行は76.06%、全国性株式制銀行は75.91%、都市商業銀行は75.72%、農村金融機関は67.06%、外資銀行は27.2%とそれぞれなっている。

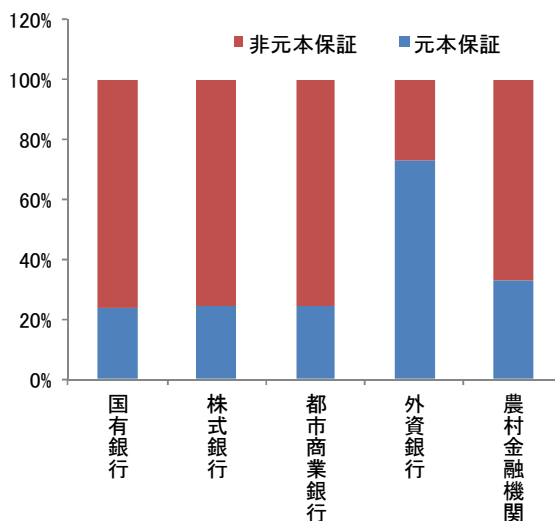
図表4 理財商品構造



■ 元本保証 7兆3,700億元 ■ 非元本保証 22兆1,700億元

出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

図表5 金融機関別の財商品構造



出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

➤ 理財商品発行

2017年、全国で591の金融機関は前年比27.51%増の25万7,700本の理財商品を発行しており、累計発行金額は3.36%上昇の173兆5,900億元であり、そのうち、個人向け理財商品は110兆4,400億元と全体の6割以上を占めている。理財商品のうち、オープン型理財商品³の累計発行金額は4.35%増の126兆3,700億元、クローズ型理財商品⁴は0.81%増の47兆2,100億元となっている。

³ オープン型理財商品とは、規定した条件を満たせば、理財商品の継続期間中に買い戻すことが可能なものをいう。

⁴ クローズ型理財商品とは、理財商品の開始、終了日が決まり、継続期間中の買戻しが不可なものをいう。一般的にその継続期間はオープン型より長い。

図表6 2017年の理財商品発行状況

理財商品分類	理財商品発行		年末時点存続中理財商品	
	発行額	全体に占める割合	理財商品規模	全体に占める割合
個人向け	110.44	63.62%	19.79	66.99%
企業向け	49.23	28.36%	6.5	22.01%
金融同業向け	13.92	8.02%	3.25	11.00%
合計	173.59	100.00%	29.54	100.00%

出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

リスクレベルで見ると、2017年、リスクレベルが「一級」、「二級」のいわゆる中・低リスク理财商品の累計発行金額は144兆5,100億円となり、全体に占める割合は83.25%で2016年より1.3ポイント上昇した。一方、リスクレベルが「四級」、「五級」のハイリスク理财商品の累計発行額は2,800億円にとどまり、全体に占める割合はわずか0.16%で2016年より0.13ポイント低下した。

図表7 理财商品のリスクレベル

		一級	二級	三級	四級	五級	合計
		(低)	(中低)	(中)	(中高)	(高)	
2017年	発行金額(兆円)	44.55	99.95	28.8	0.21	0.07	173.59
	全体に占める割合(%)	25.67%	57.58%	16.59%	0.12%	0.04%	100%
2016年	発行金額(兆円)	41.81	95.82	29.81	0.34	0.15	167.94
	全体に占める割合(%)	24.90%	57.06%	17.75%	0.20%	0.09%	100%

出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

▶ 理财商品の投資先、収益

債券、銀行預金、同業貸付、債券買戻しといった標準化資産は理财商品の主な投資標的として、投資資金全体の67.56%を占めている。

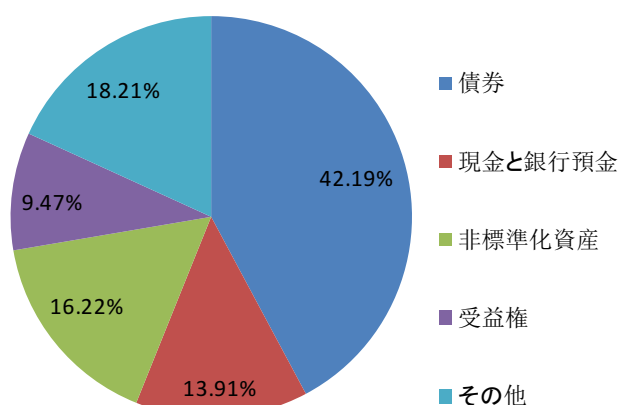
標準化資産の中、債券の割合は42.19%と最も高く、具体的に、国債、地方債、中銀手形、政府支持機関債券(中央匯金債券、鉄道債券など)、政策性金融債などいわゆる金利債は理财商品投資資金全体の8.11%、社債、企業債、資産担保証券(ABS)、外国債券、その他の債券といったいわゆる信用債は投資資金全体の34.08%とそれぞれ占めている。

2017年、満期となったクローズ型理财商品の23万100本を含め、計28万4,600本の理财商品は投資収益を配当し、配当金額は1兆1,854億円で前年比21.3%増の2,081億円増加した。

収益配当の金融機関別割合をみると、株式銀行は4,765億4,000万円で全体の40.2%、国有銀行は3,731億9,000万円で全体の31.48%と両者合わせ全体の7割以上を占めており、その他、都市商業銀行、農村金融機関、外資銀行が全体に占める割合はそれぞれ17.58%、6.21%、1.24%となっている。

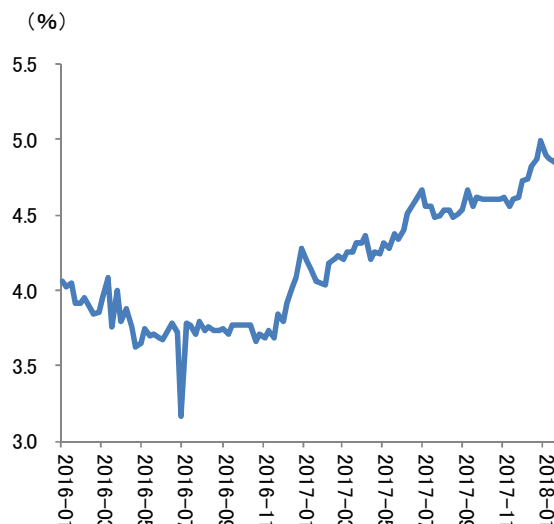
理财商品収益については、2017年、クローズ型理财商品の平均年間収益率は4.06%で2016年より27bp上昇しており、月別では平均収益率は年初の3.5%から年末の4.3%前後へと右上がりであった。

図表8 理財商品投資標的の割合



出所: 銀行業理財登録管理センターより当行中国調査室作成

図表9 理財商品収益率



出所: 銀行業協会より当行中国調査室作成

II. 2017年銀行理財市場の特徴と変化

2017年の銀行理財市場の特徴として、①金融同業理財商品の伸びが低下し、理財商品規模は安定しつつあること、②監督管理の強化などによりオンバランス理財商品が拡大していること、③債券、非標準化資産、銀行預金の投資割合の低下など理財商品投資標的が多様化していること、の3つにまとめることができる。

▶ 理財商品規模の安定

2017年の理財商品残高の伸び率は昨年の23.6%より大幅に減少している。月別で見ると、銀行業監督管理委員会(銀監会)が実施した不正行為に対する金融機関自主審査に伴い、6月末時点の理財商品残高は28兆4,000億円の最低水準にまで低下していたが、その後、徐々に回復する形となった。

一般的に、理財商品、特に金融同業理財商品規模の低下は金融デレバレッジが進行する表れとみられており、銀監会の郭樹清主席は2016年末、金融当局は国务院の方針に従い、金融同業業務、理財商品、オフバランス業務の3つの分野を重点に監督管理を強化していく方針を表明している。1年余りの取組を通じ、銀行理財商品規模は昨年とほぼ同水準に定着しているほか、金融同業理財商品残高は2016年末時点の6兆元から2017年末時点の3兆7,500億元までに大きく減少したことから、監督管理の強化は一定の効果を挙げていると考えられる。

なお、金融機関別で見た場合、2017年、国有銀行、都市銀行の金額ベースの理財商品発行割合が上昇している一方、株式銀行、農商銀行は低下しており、その点から、同業業務の割合が比較的高い株式銀行、農商銀行はより大きな影響を受けていると思われる。

▶ 理財商品のオンバランス化

2017年末時点、非元本保証型理財商品は前年比4%低下した一方、オンバランスである元本保証型理財商品残高は前年比24.1%増加した。前述したように、オフバランス理財商品は金融デレバレッジ進行の参考指標とされており、当局の監督・管理が強化される背景の中、その規模の減少はある意味必然的な結果といえる。

一方、元本保証型理財商品は2013年以降、オンバランスの預金と見なされ、預金と同様に準備金の納付が義務付けられている。そのため、銀行にとって元本保証型理財商品を発行する意欲は大きく低下し、全体に占める元本保証型理財商品の割合も持続的に下落している。2017年の規模拡大については、引締め気味の金融環境の下で一部銀行は預金の獲得が難しく、かつ金融同業による資金調達も制限されていることから、元本保証型理財商品の発行でバランスシートの負債側を拡充しようとするのが一因と見られている。

➤ 投資標的の多元化

2017年、債券、非標準化資産⁵、現金と銀行預金、短期金融資産(Money market instrument)⁶の4種類の割合はいずれも低下している。具体的に債券は1.57ポイント低下した42.19%、非標準化資産は1.27ポイント低下した16.22%、現金と銀行預金は2.71ポイント低下した13.91%、貨幣市場ツールは1.68ポイント低下した11.46%とそれぞれなっている。

それに対し、その他の資産の割合は7.23ポイント上昇した16.22%へと拡大したほか、権益類資産(株式、ファンドなど)は9.47%で、2016年の数字は発表されていないが、3ポイント前後の上昇とみられている。権益類資産への投資拡大については、金融監督管理の強化による非標準化資産への投資が規制されることや、資金調達コストの上昇による固定収益資産への投資意欲が低下するほか、権益類資産の先行きに対する見通しが楽観的であることも一因と見られている。このように、権益類資産への投資拡大といい、固定収益資産への投資縮小といい、理財資金の投資標的はますます多元化していることを見て取れる。

Ⅲ. 今後の監督管理方針と理財商品への影響

総じてみると、銀行理財市場の変化をもたらした最も根本的な原因はほかでもなく、監督管理方針の転換であると思われる。2016年下半期以降、デレバレッジ、監督管理の強化という流れは全金融業に拡大し、銀行理財商品も近年急増した銀行オフバランス業務として大きな影響を受けている。

銀行理財商品に対する監督管理は2005年に発表された「商業銀行個人理財業務管理弁法」に遡ることができ、今までの10年余りの間、販売、投資標的、リスク管理、登録・決済など様々な面で実施細則が打出されている。直近では最も注目されているポイントとしては、①マクロプルーデンス(MPA)評価による銀行理財商品規模への影響、および「金融機関資産管理業務の規範化に関する意見(意見募集稿)」、「銀行市場不正行為の是正に関する通知」の規制、②資産管理会社など経由の理財商品組成の禁止(迂回投資の禁止)、理財商品のリスク防止への取組は注目されている。

➤ 理財商品規模が安定する見通し

人民銀行は金融機関のオフバランス業務に対する管理を強化するため、2017年よりオフバランス理財商品を広義的貸付とみなし、MPA評価に取入れることを決定した。この背景の下、一部銀行、特に中小銀行はMPA審査をクリアするため、オフバランス理財商品規模の過度な拡張を抑えなければならない。

また元利保証を打破する方針はすでに固まっており、オープン型、基準価格型理財商品⁷は今後の最も主要な流れになる見込みである。今まで理財商品購入者の中、一般預金より高い収益率、元利保証などを目当てに理財商品を購入するケースも多く、もし理財商品がオープン型、基準価格型に転換すれば、銀行預金、公募基金に対する優位性がなくなり、リスク選好の低い投資家は理財商品から身を引き、理財商品規模の縮小につながる可能性は考えられる。

銀行側にとって、今後、理財商品の収益は銀行自身の管理・運用にかかわり、この背景の下、人材が豊富、管理・運用ノウハウに長けている大型銀行にプラスである一方、中小銀行の理財商品発行はさらに縮小する可能性は考えられる。

➤ 理財商品の迂回投資の禁止

非標準化債権資による迂回投資は最も典型的であり、すなわち、貸付規模制限、一部産業向けの貸付規制を避けるため、銀行は理財商品による非標準化資産への投資を通じて貸付を行うことである。この場合、資産

⁵ 非標準化債権資産とは、銀行間市場或いは証券取引所で取引されていない債権を指す。具体的には、銀行貸出、信託貸出、委託貸出、引受手形、信用状、売掛債権、各種受益権などを含む。

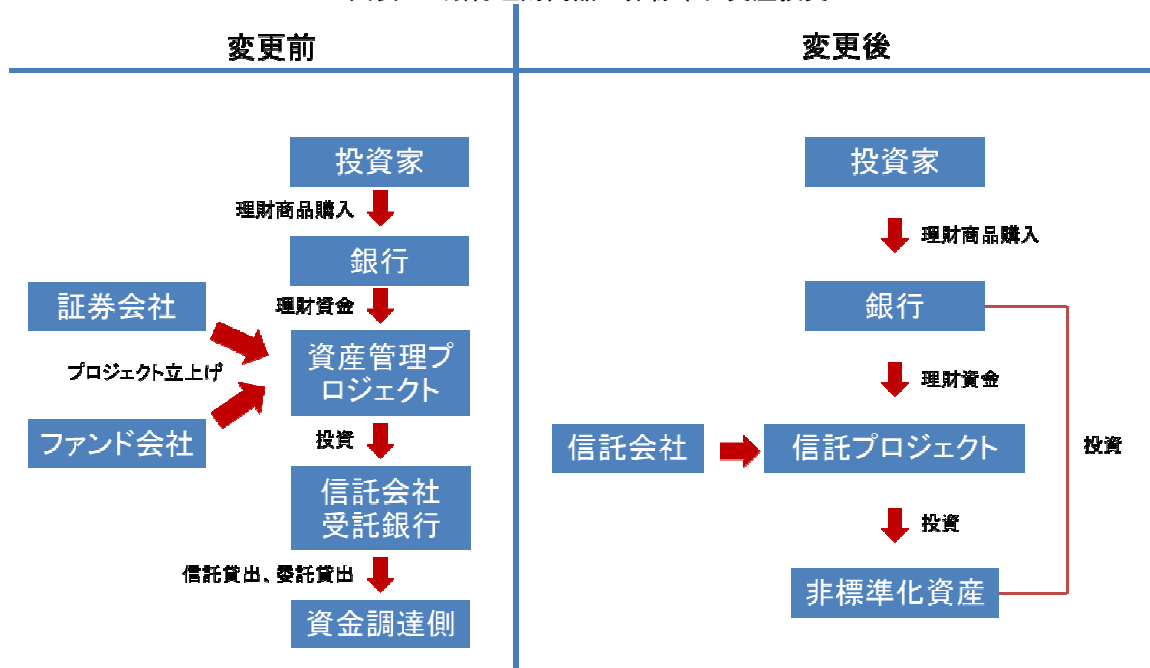
⁶ 短期金融資産とは、短期金融市場で運用・調達される資産をいい、これらの資産が高い流動性を有し、固定収益資産の一種と分類されている。具体的に、現金、期間が1年以内の銀行定期預金・譲渡性預金、残り期間が397日以内の債券、期間が1年以内の債券買戻しなどはそうである。

⁷ 基準価格型理財商品については、三菱東京UFJ銀行(中国)経済週報【第385号】上半期の銀行業理財市場～デレバレッジ、監督・管理の厳格化で規模が縮小(https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20171018_001.pdf)をご参照ください。

管理会社などが迂回路の役割を果たしており、銀行は理財資金で資産管理会社などの特定プロジェクトに投資し、その後、資産管理会社は理財資金を委託貸付か、投資信託で特定企業に貸付を行っている。

新たな資産管理規定では、銀行理財商品が投資する金融商品は再び直接、間接的に非標準化資産への投資を禁止すると規定されており、現段階では、同じく規制強化に強いられているが、かろうじて抜け道となりうるのは信託会社による信託プロジェクトのみとなった。同時に銀行理財資金による非標準化資産への投資規模にも上限が設けられており、具体的に理財商品の非標準化資産への投資額は理財資金残高の35%か、または銀行が前年度総資産の4%を上回ってはならないとされている。

図表10 銀行理財商品の非標準化資産投資



出所: 公開資料、招商証券などより当行中国調査室作成

非標準化資産のほか、今まで、銀行理財商品⇒貨幣基金⇒同業貸付⇒中小銀行⇒外部委託⇒債券投資といった流れの迂回投資もよく見られ、冗長な中間プロセスはレバレッジ比率を上げるとともに、リスクの拡大にもつながっている。新たな資産管理規定では、理財商品を含む資産管理商品の外部委託は1回のみと制限し、中間プロセスの簡素化で、デレバレッジ、リスク防止を図ろうとしている。

図表11 銀行理財商品の外部委託投資



出所: 公開資料、招商証券などより当行中国調査室作成

なお、非標準化資産、迂回投資に対する規制に伴い、今後、理財資金がより債券など標準化資産に流れる可能性は高いと見られている。それまでの過度期間において、昨年のような債券投資、非標準化投資がともに低下することもあるのであろうが、中長期的に見て、標準化資産、とりわけ債券市場への資金流入が見込まれている。

➤ リスク防止

理財商品のリスクとして、期間のミスマッチ、ハイレバレッジ、元利保証・投資標的の集中化による流動性・信用性リスクなど挙げられ、それらのリスクに対し、当局も関連規定を打出している。

✓ 期間のミスマッチ

期間のミスマッチは主に非標準化資産と未上場企業エクイティ投資で見られており、これに対し、新たな規定では、標的資産への投資満期日は理財商品満期日、またオープン型の買戻し可能日より遅くはならないと規定されている。

✓ リスクの隔離

まず銀行はそれぞれの理財商品に対し自営業と切離し、個別に管理を行う同時に、理財商品の元本・収益を保証してはならないと義務付けられている。

✓ 準備金の計上

銀行は資産管理商品の管理費収入の10%をリスク準備金として計上するか、関連規定に従い相応なリスク準備金を計上し、リスク準備金は理財商品残高の1%を達した場合、それ以上の上乗せが不要とされている。またオープン型理財商品総資産は当商品純資産の140%を上回ってはならず、クローズ型理財商品の総資産は当商品純資産の200%を上回ってはならないとされている。なお、プロジェクト総資産を算出する際、ルックスルー管理をベースに投資標的資産の合計を算出する。

✓ 理財商品による担保の禁止

資産管理商品の購入者は保有する資産管理商品を担保に新たに資金を調達してはならず、個人投資家の場合は銀行貸出など非自己資金を資産管理商品へ投資してはならないと規定されている。

✓ 分散化投資

1つの資産管理商品は単一証券、または単一証券投資基金へ投資する際、投資額(時価額ベース)は同資産管理商品純資産の10%を上回ってはならず、上場株へ投資する際、購入する株は上場企業流通株の15%を上回ってはならないと規定されている。

その他、理財商品収益については、前述したように同業業務が厳しく管理される中、一部銀行、とりわけ中小銀行は理財商品の発行で資産規模を維持しようとしている。しかしこれは理財商品収益率を押し上げることとなり、一部の理財商品では、負債側コストが資産側収益を上回ることもみられる。そのため、中長期的に考え、資産管理規定の実施に伴い、レバレッジ、期間ミスマッチといった方式は厳格に制限され、理財商品投資収益が下振れする可能性は高く、それに対応するために、各金融機関は負債側コストを調整することも必要となってくるのであろう。

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士

中国における資本金制度 (2) ~登記済みかつ払込前の登録資本金にかかわる連結について

今回は、資本金制度、並びに資本金払込前の取扱いについての連載の第2回として、資本金払込前の取扱いについて解説を行います。

I. 連結範囲にかかわる判断基準

日本会計制度上、連結財務諸表に含まれる子会社の判定に関しては、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が適用されています。尚、「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関、以下「意思決定機関」)を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいうとしています。また、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなすとされています。ちなみに、連結会計基準では、親会社、すなわち、他の企業の意思決定機関を支配している企業とは、次の企業をいうとしています。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでないものとされています。

1. 他の企業(更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業。
2. 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業。
 - ① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること。
 - ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - ③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ④ 他の企業の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む)。
 - ⑤ その他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
3. 自己の計算において所有している議決権(当該議決権を所有していない場合を含む。)と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であつて、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業。

II. 参考:中国企業会計準則における連結範囲

連結財務諸表における連結範囲は支配を基礎として決定しなければなりません。親会社が直接または子会社を通して間接に被投資会社の過半数の議決権を有する企業については、親会社が被投資会社を支配可能であることを示すものとし、被投資会社を子会社と認定し連結財務諸表における連結範囲に含めなければならないものとされています。但し、親会社が被投資会社を支配することができないことについて証明できる場合は除外されます。

親会社が被投資会社の半数または半数以下の議決権を有する場合であっても、以下の条件の一つを満たす場合には、親会社が被投資会社を支配することができるものとみなし、被投資会社を子会社と認定し連結財務諸表における連結範囲に含めなければならないものとされます。但し、親会社が被投資会社を支配することができないことについて証明できる場合は除外されます。

1. 被投資会社の他の投資者との協定によって、被投資会社の議決権の過半数を有する場合
2. 企業の定款または協定によって、被投資会社の財務及び経営政策決定権を有する場合
3. 被投資企業の董事会または類似の機構における構成員の過半数を選任または解任する権利を有する場合
4. 被投資会社の董事会または類似の機構における議決権の過半数を有する場合

従って、日本及び中国ともに支配基準をより明確な連結範囲の基準としており、基本的には、その資本比率にかかわらず董事会における構成員が過半数を占めることにより連結範囲に含めることになるものといえます。

Ⅲ. 払込前の出資者としての権利義務及び実務的取扱い

現在中国においては、外商投資企業の設立について、原則的に登記制が採用されており、登記部門(工商行政管理局)において、合弁契約及び定款等の適法性等にかかわる確認がなされることとなります。ここで、合弁企業については、これらの合弁契約や定款等において、出資者双方の権利義務等が定められており、この中には双方の出資期限についても定められることとなります。従って、原則として、出資者双方の権利義務は、これらの登記された合弁契約の内容に即して処理されるものとなり、これらの約定内容に従っている限り、出資期限到来前にその払込が為されていないことをもって、出資者の権限(及び義務)が認められないことはないと考えられます。

よって、原則として、合弁契約及び定款に従っている限りにおいては、出資払込前の状況においても企業の意味決定機関を支配している場合には、連結の適用範囲と考えられます。

しかしながら、他方で、中国会社法上「株主は実際払込資本の比率に基づき配当を受ける。(中略)但し、出資比率に従わずに配当を受けることにつき株主全員が約定した場合を除く。」(第34条)との規定が設けられており、原則として、出資払込未了の状況では、配当を受ける権利について制限が設けられることになっています。

また、このことは実際に払込まれた資本の比率が登記されている合弁契約の内容と異なっている状態、すなわち全額払込前の状態においても、配当が認められることが想定されたものと考えられます。しかしながら、ここでは、合弁契約に規定される出資期限を遵守していることが前提と考えられ、合弁契約の規定に違反して払込未了である場合については、既払込部分に対応する配当については先に未払込部分の払込に充当されるものと考えられます。

従って、仮に連結範囲に含めることにより収益の計上を行ったとしても、払込を実施しない限りにおいては、収益を回収する手段がないものとなってしまいます。

この点からは、原則的に出資払込の有無にかかわらず、合弁契約に従った出資者としての権利義務を有することとなるものの、配当を受ける権利については、実際払込までは認められないものとなります。

以上の内容を総合的に見た場合には、実務的には、連結の適用に際しては、一定の払込を行うことが妥当で

あるものと考えられ、また、合弁契約に規定される出資比率を保てるように払込みを行っておくことが望ましいものと考えられます。

(参考: 制度的には、配当の源泉となる利益を稼得する期間において払込を実施していない場合においても、配当決議の時点において払込を実施していれば、配当を受けることができるものと想定されているといえますが、株主間の理解の齟齬を回避しておくためにはその旨を明文化しておくことに付き一定の意義があるものと考えられます。)

引用文献

Science Portal China 屠 錦寧 (Tu Jinning) 【14-001】中国会社法における資本制度改革(その1)

当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年2月)

■ ニュースフォーカス(2018年第3号)

広東自貿区 外貨管理改革試行における実施細則を発表

http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/678_ext_02_0.pdf

香港支店業務開発室

■ BTMU 中国月報 第145号 (2018年3月)

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/118030101.pdf>

国際業務部

■ BTMU CHINA WEEKLY 2018/2/28

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0je7yjkmo4bH481e7adeId0je7yn190p1>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214